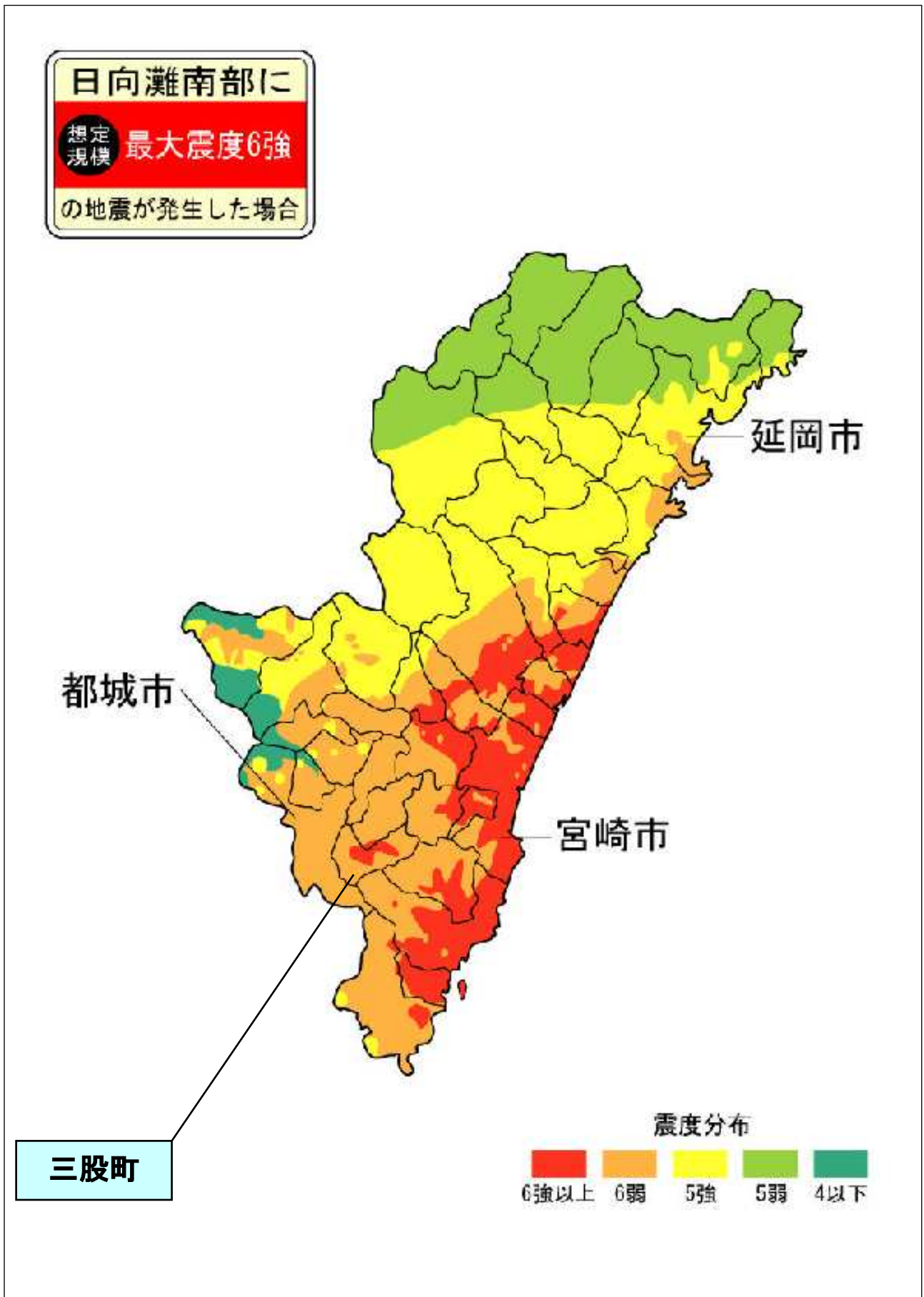


三股町建築物耐震改修促進計画

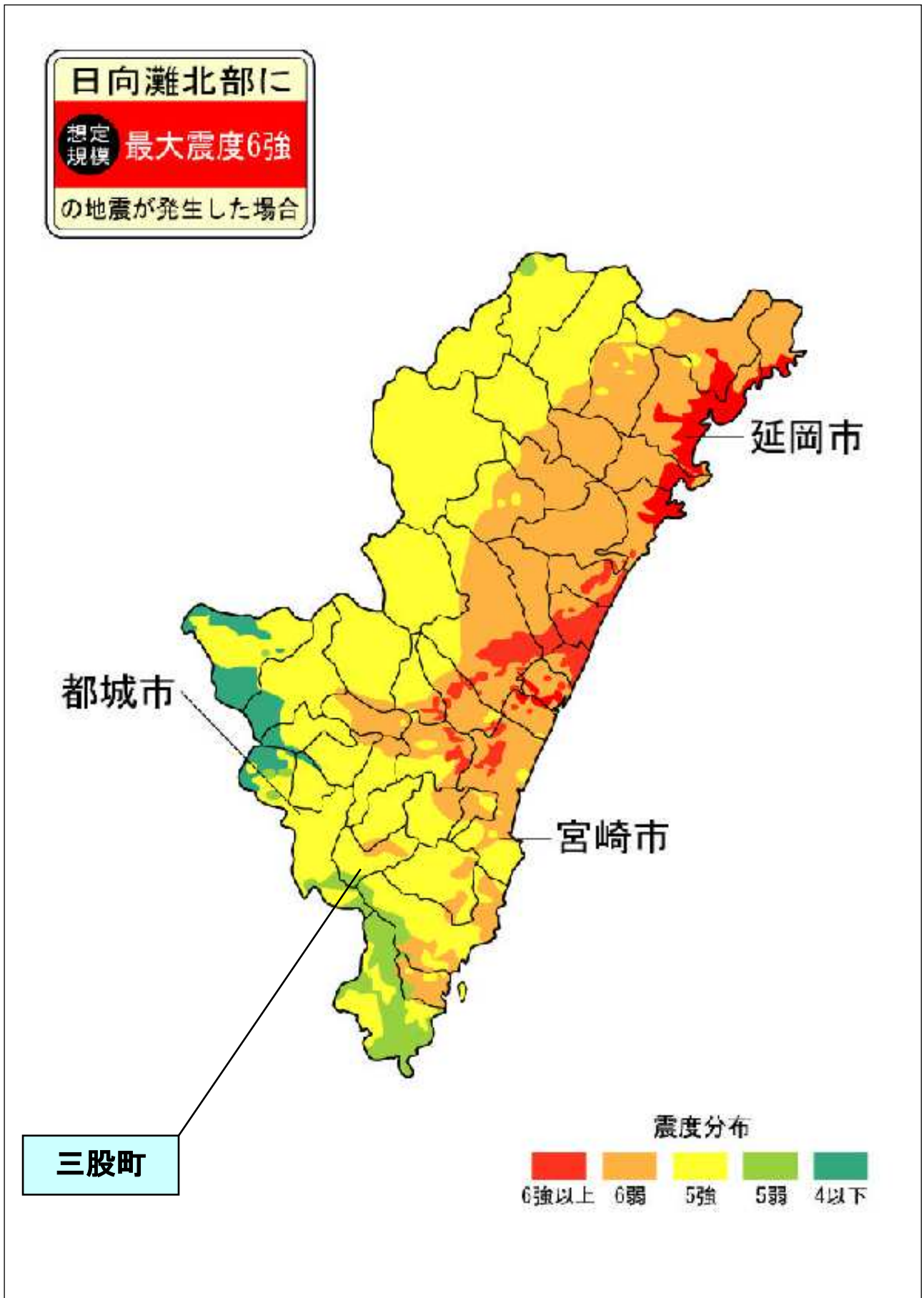
－資料編－

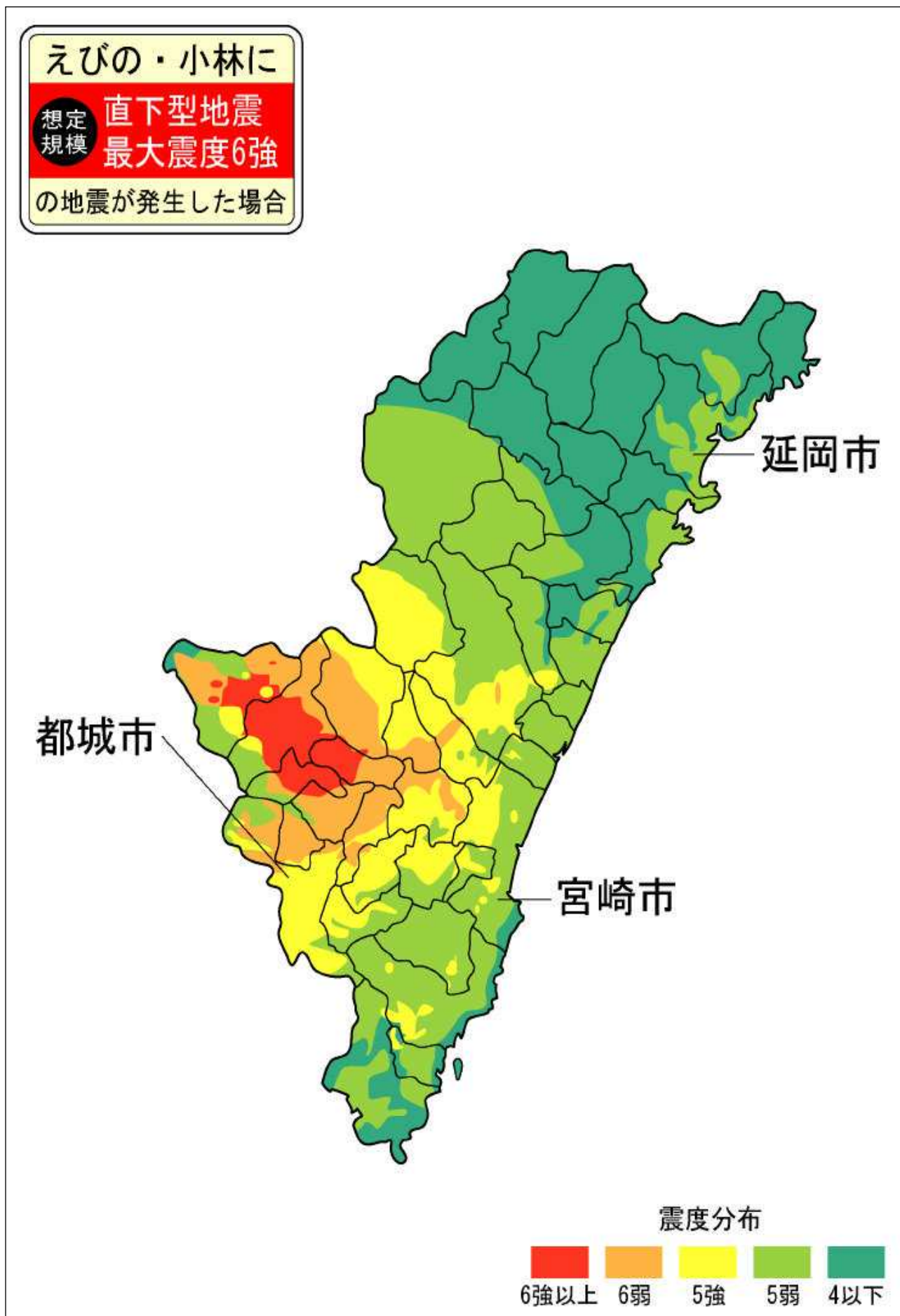
1	震度分布図（日向灘南部地震）	図 - 1	・・・	16
2	震度分布図（日向灘北部地震）	図 - 2	・・・	17
3	震度分布図（えびの－小林地震）	図 - 3	・・・	18
4	震度分布図（東南海－南海地震）	図 - 4	・・・	19
5	震度分布図（南海トラフ地震）	図 - 5	・・・	20
6	震度分布図（宮崎県独自）	図 - 6	・・・	21
7	表層地盤のゆれやすさ（宮崎県）	図 - 7	・・・	22
8	液状化危険度分布図（日向灘南部地震）	図 - 8	・・・	23
9	液状化危険度分布図（日向灘北部地震）	図 - 9	・・・	24
10	液状化危険度分布図（えびの－小林地震）	図 - 10	・・・	25
11	震度分布図（南海トラフ地震）	図 - 11	・・・	26
12	震度分布図（宮崎県独自）	図 - 12	・・・	27
13	緊急輸送道路ネットワーク計画図（宮崎県）	図 - 13	・・・	28
14	耐震改修促進法における規制対象一覧		・・・	29
15	補助制度の概要		・・・	30
16	国等の支援制度		・・・	31

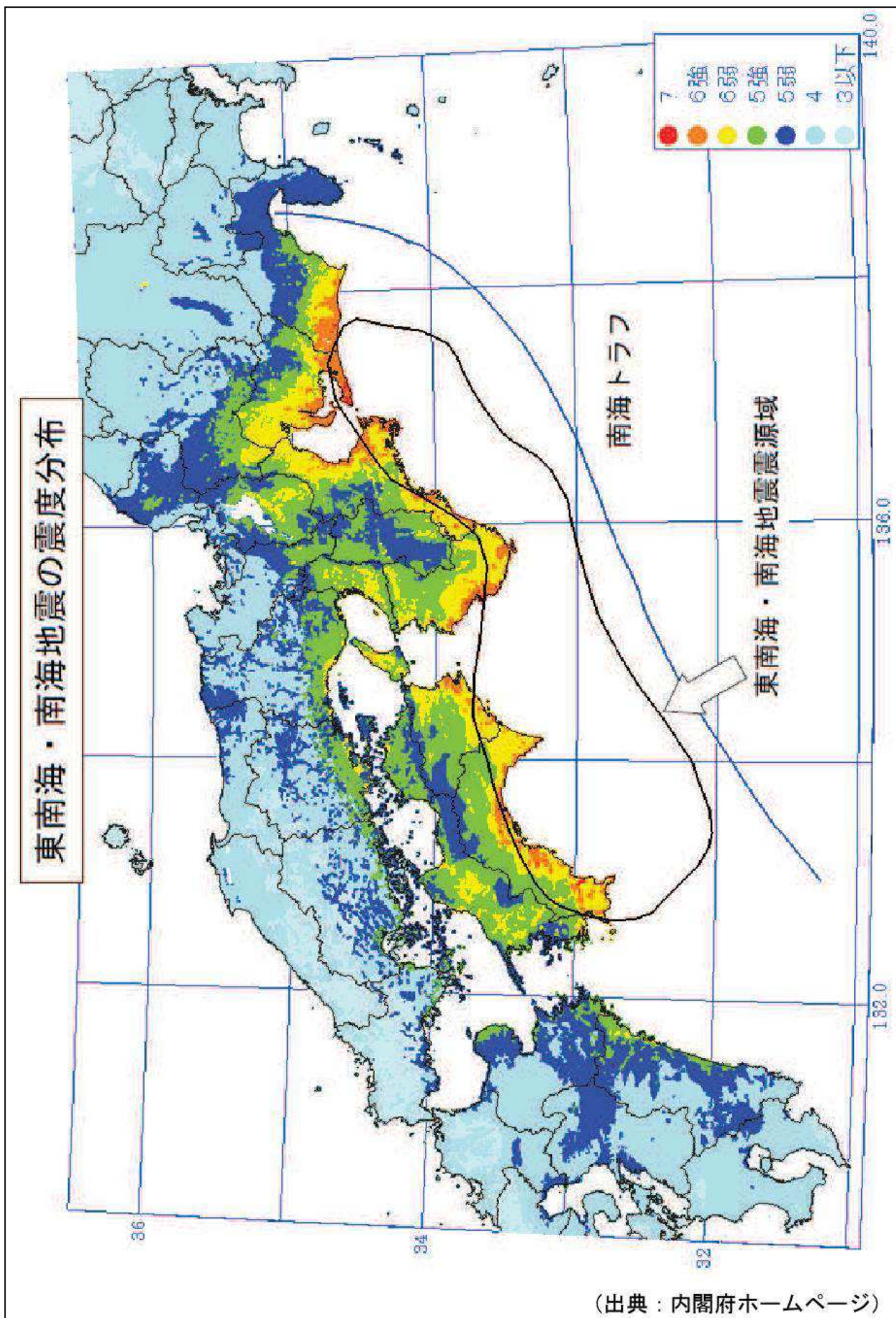
1 震度分布図（日向灘南部地震） 図 - 1

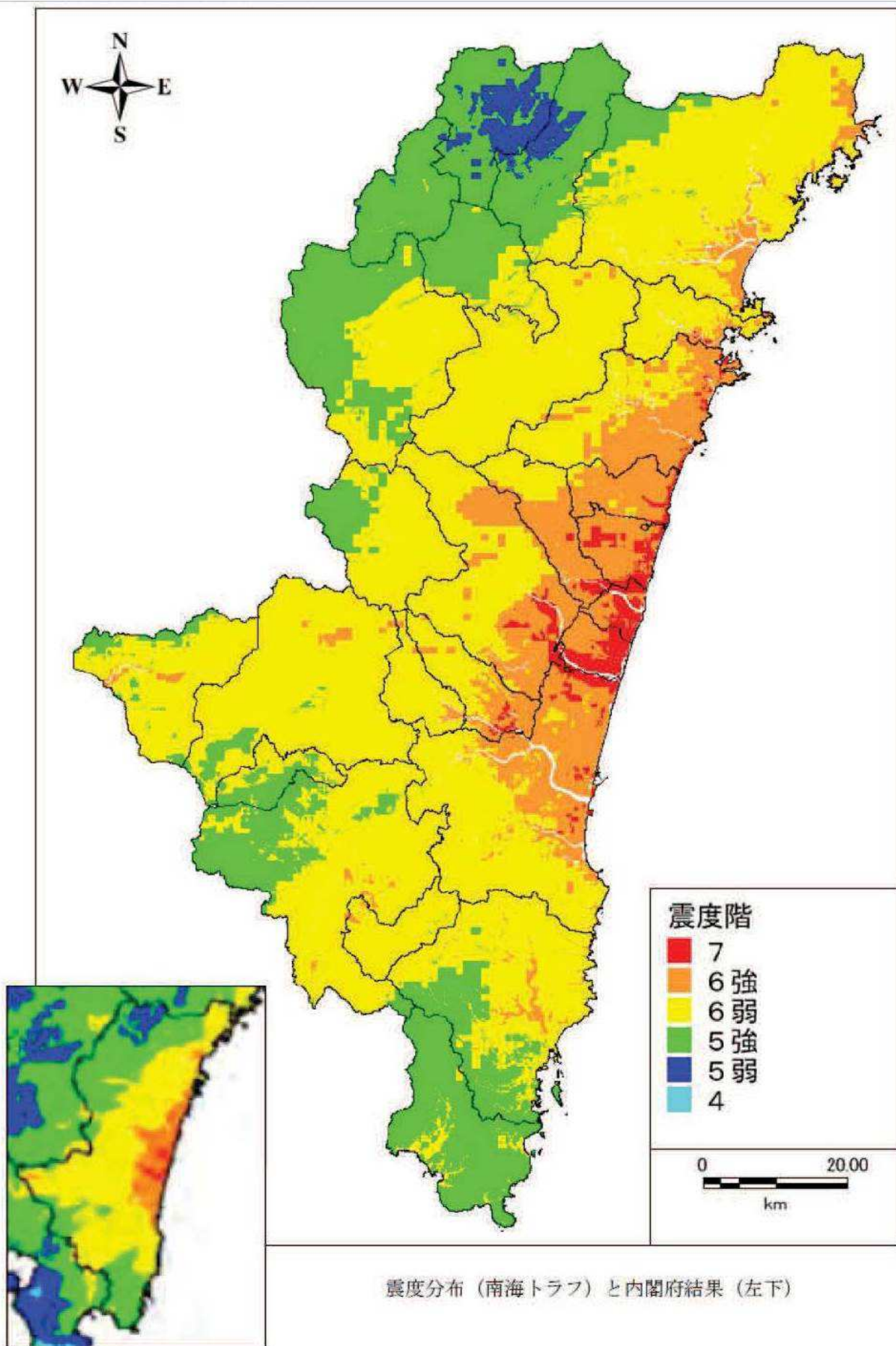


2 震度分布図（日向灘北部地震）図 - 2

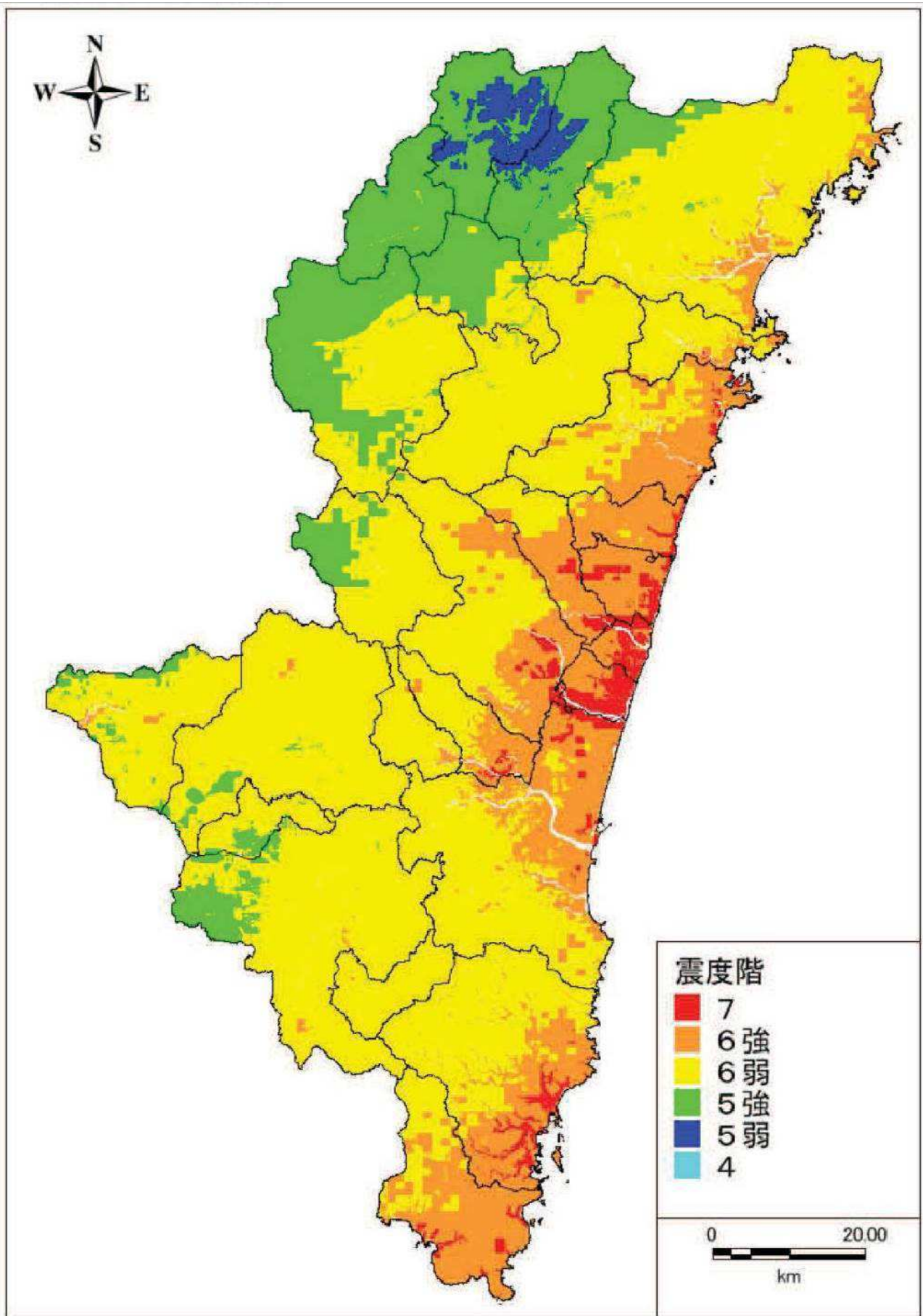






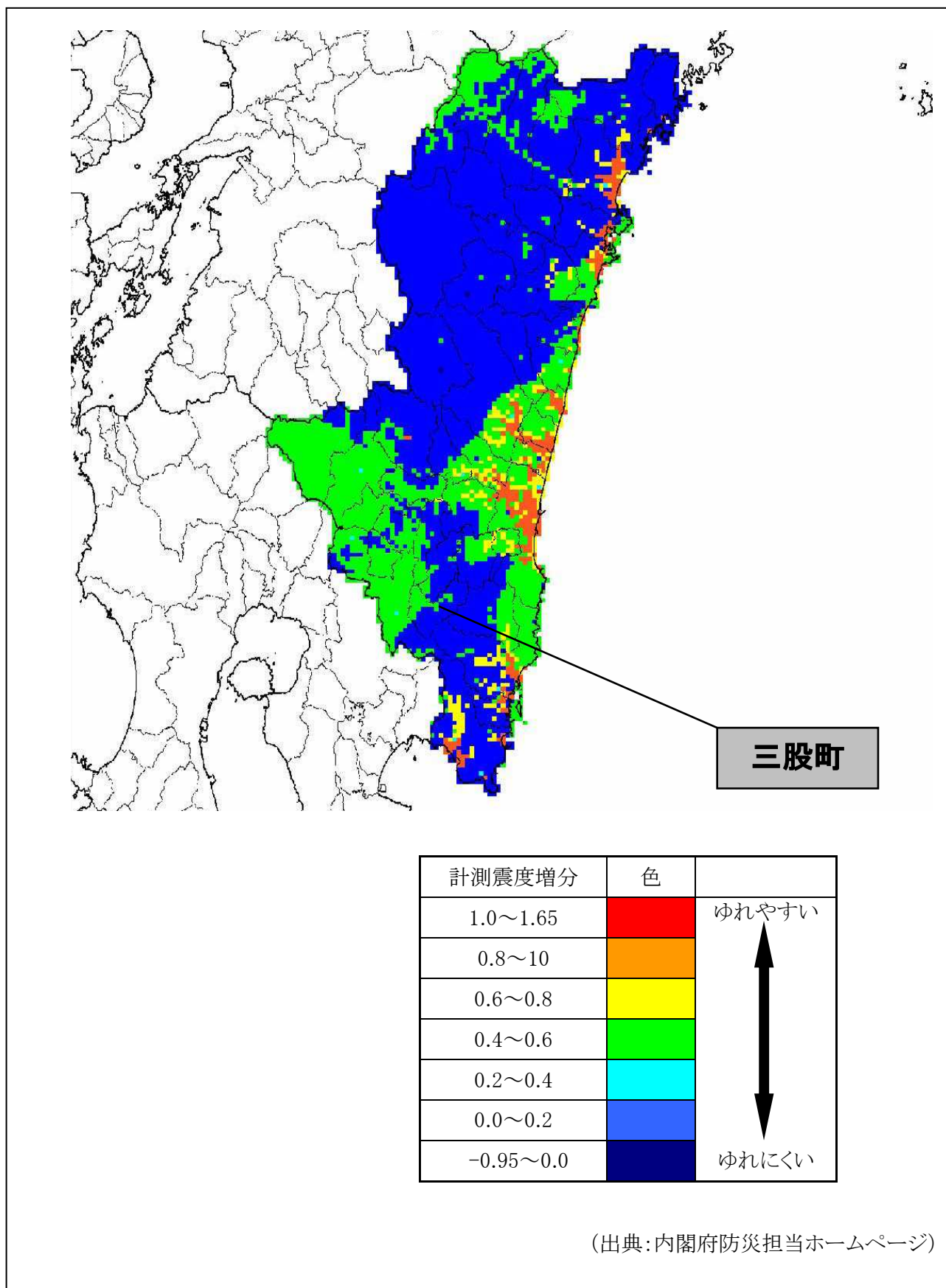


（出典：宮崎県ホームページ）

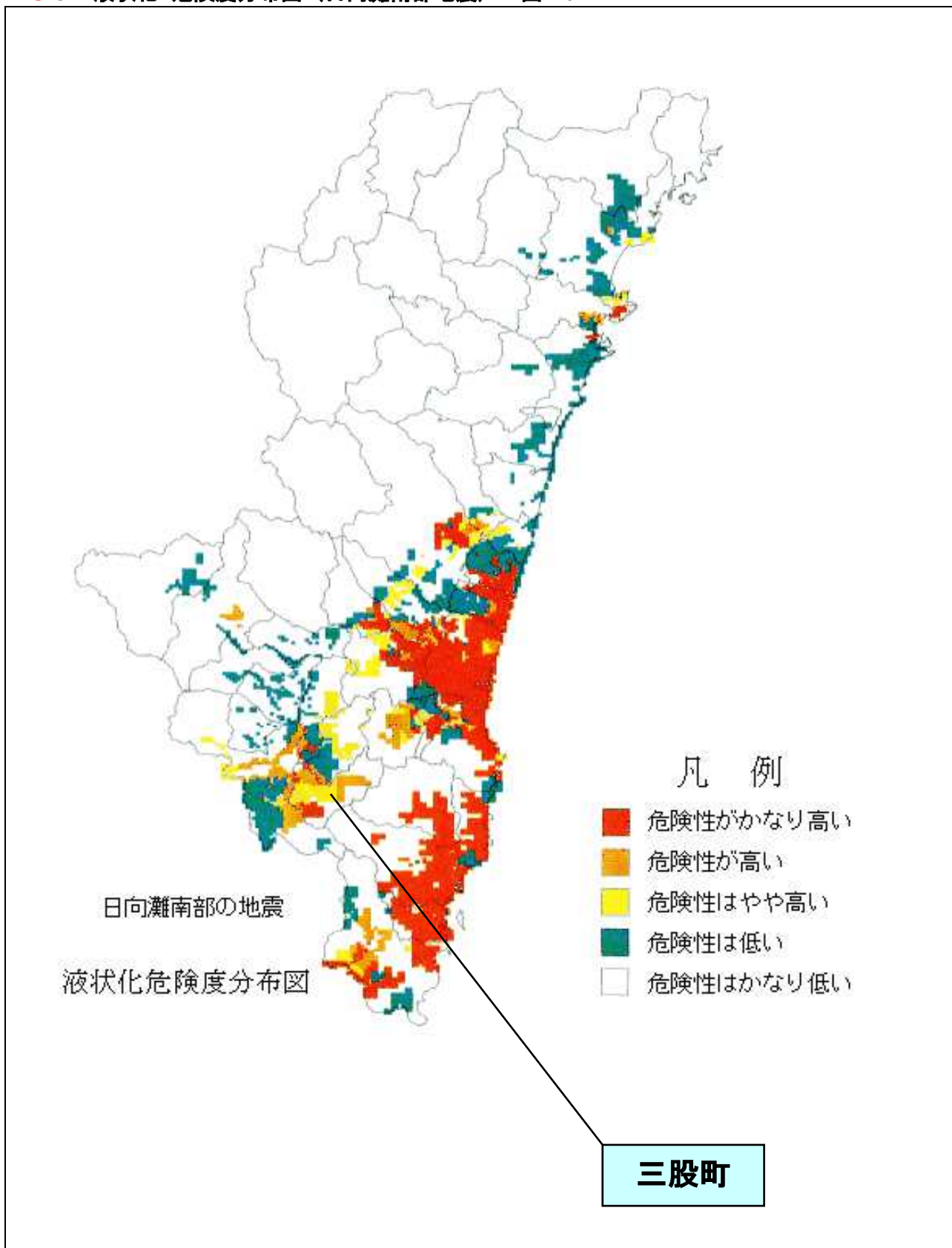


(出典：宮崎県ホームページ)

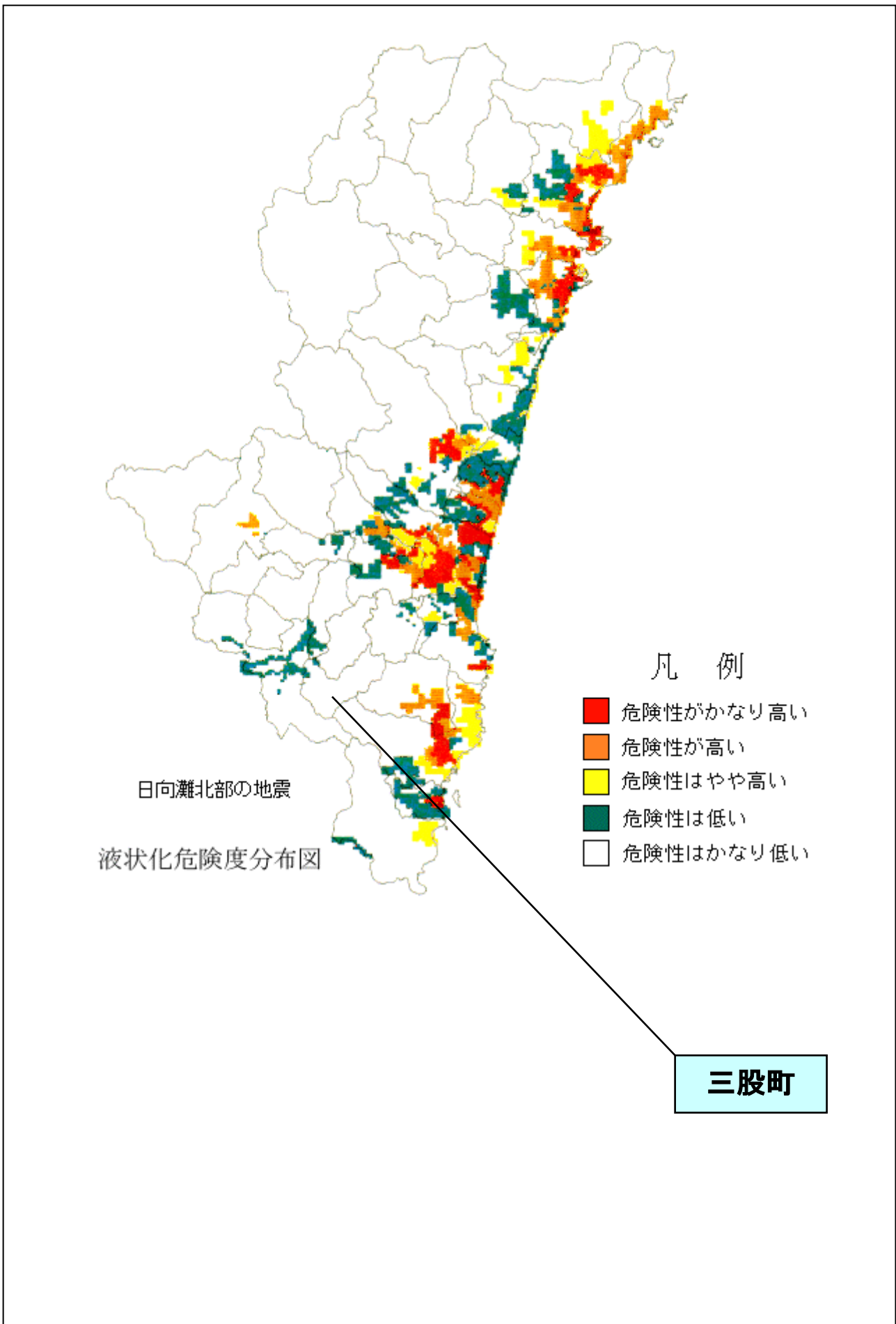
7.4 表層地盤のゆれやすさ^①（宮崎県）図 - 7

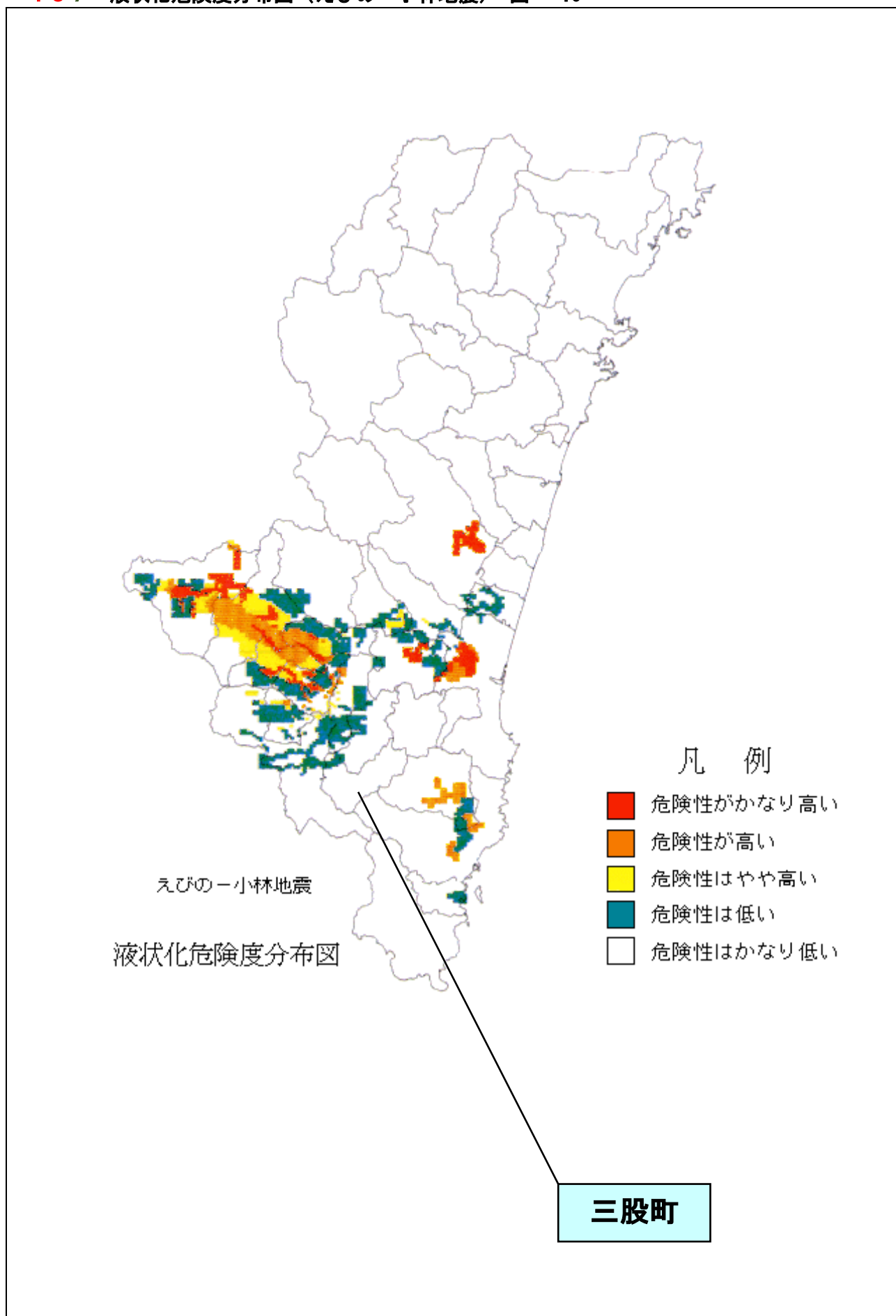


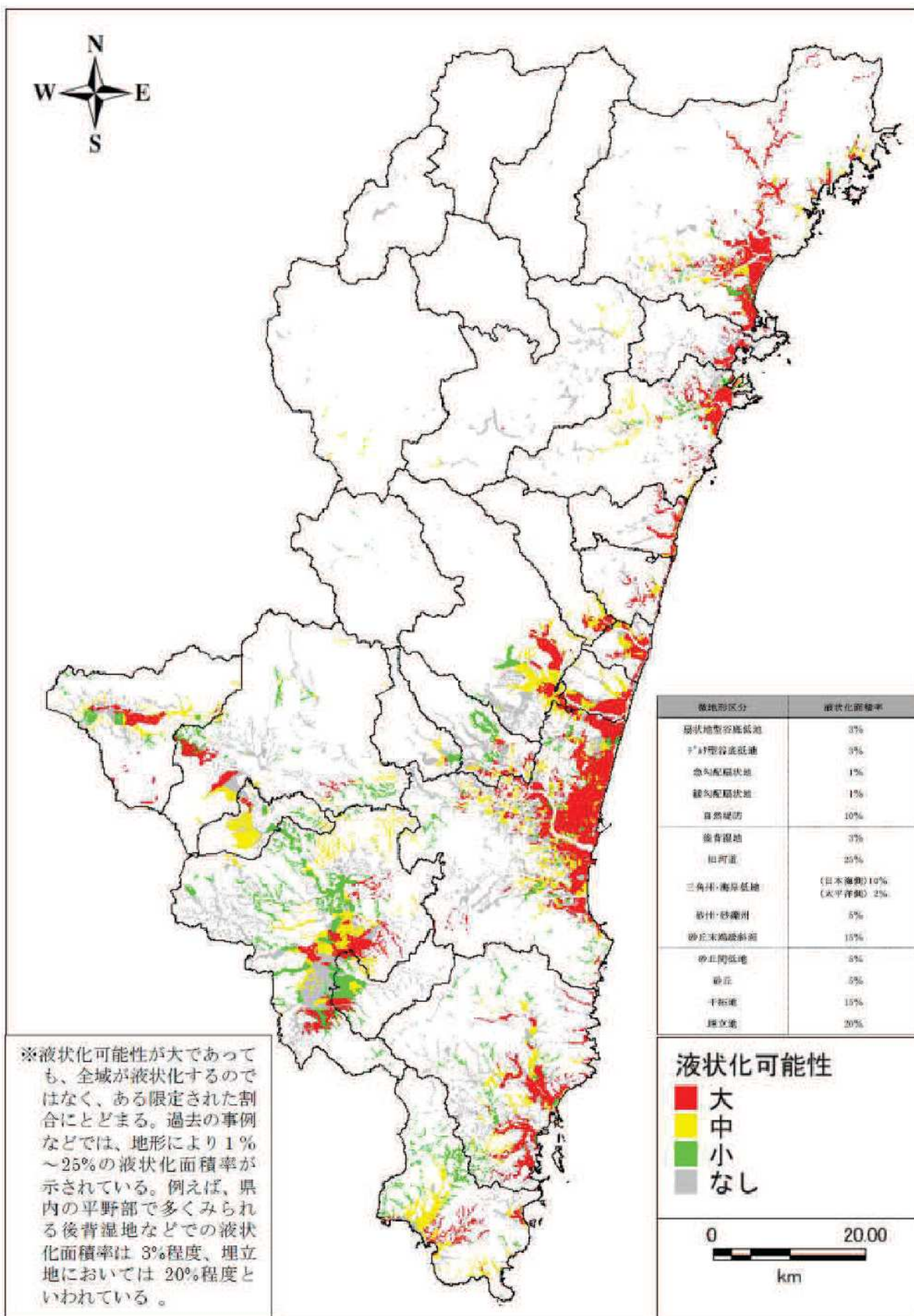
① 表層地盤のゆれやすさ : 地表でのゆれの強さは、表層地盤のやわらかさの程度により決まるものであり、この図面は、各地の平均よりもやわらかい地盤に対して、地表でのゆれが深部（工学的基盤）でのゆれに対して大きくなる割合（計測震度増分）を示したものの。



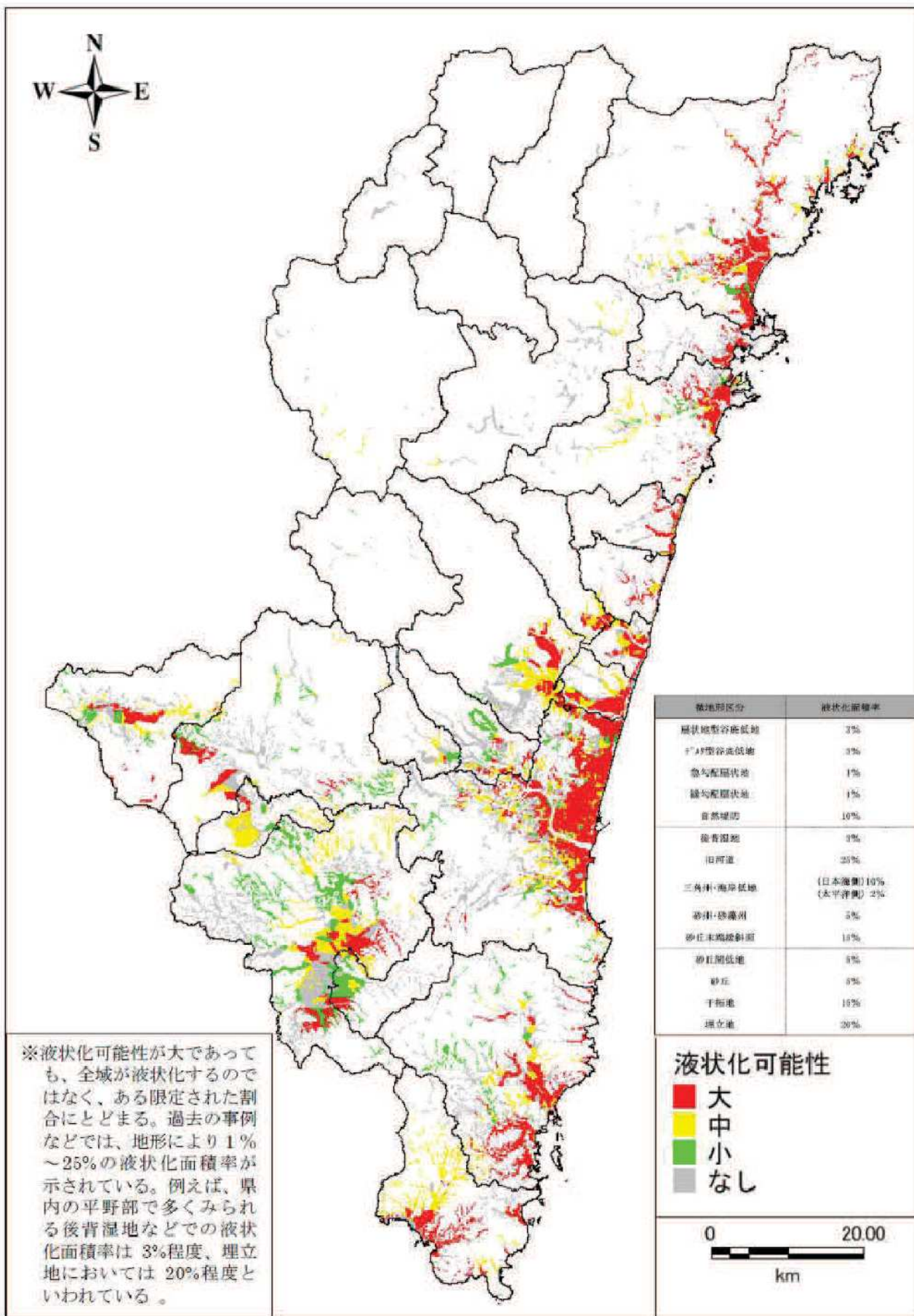
^② 液状化：地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物(下水管等)が浮き上がったりする。







(出典：宮崎県ホームページ)



(出典：宮崎県ホームページ)

緊急輸送道路ネットワーク計画図(宮崎県)



1.4 耐震改修促進法における規制対象一覧 (※義務付け対象は旧耐震建築物)

特定既存耐震不適格建築物の種類		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ1,500㎡以上	2階以上かつ3,000㎡以上
	上記以外の学校	3階以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		1階以上かつ1,000㎡以上	1階以上かつ2,000㎡以上	1階以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
集会場、公会堂		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
展示場		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
卸売市場		3階以上かつ1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		3階以上かつ1,000㎡以上		
事務所		3階以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム等に類するもの		2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ2,000㎡以上	2階以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等に類するもの		2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ2,000㎡以上	2階以上かつ5,000㎡以上
幼稚園、保育所		2階以上かつ500㎡以上	2階以上かつ750㎡以上	2階以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
遊技場		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
公衆浴場		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等に類するもの		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等、サービス業を営む店舗		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場を除く。)		3階以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶、航空機の発着場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
自動車庫など自動車の停留又は駐車のための施設		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署など公益上必要な建築物		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で規定するもの	500㎡以上	1階以上かつ5,000㎡以上
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

1.5 補助制度の概要

(平成29年12月末現在)

区分	【事業名】概要		補助率			
			全体	国	県	市町村
木造住宅耐震アドバイザー派遣事業	木造住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修について、耐震診断士を派遣し、相談及び説明を無料で実施します。		10/10	1/2	1/4	1/4
木造住宅耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の場合耐震診断について、その費用の一部を補助します。 (上限54,000円 別途要件あり)		9/10	1/3	17/60	17/60
木造住宅耐震化促進事業	耐震改修設計	耐震診断の結果、上部構造評点※8が1.0未満の場合、耐震補強設計について、その費用の一部を補助します。 (上限額100,000円 別途要件あり)	2/3	1/3	1/6	1/6
	耐震改修工事	耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上1.0未満の場合、耐震改修工事についてその費用の一部を補助します。 (上限額500,000円 別途要件あり)	1/3	1/6	1/12	1/12
		耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の場合、耐震改修工事について、その費用の一部を補助します。 (上限額750,000円 別途要件あり)	1/2	1/4	1/8	1/8
	段階的耐震改修工事	耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の建築物を0.7以上1.0未満にする耐震改修工事について、その費用の一部を補助します。 (上限額450,000円 別途要件あり)	1/2	1/4	1/8	1/8
		上記の改修工事を実施した、上部構造評点が0.7以上1.0未満の建築物を1.0以上にする耐震改修工事について、その費用の一部を補助します。 (上限額300,000円 別途要件あり)	1/3	1/6	1/12	1/12
社会福祉施設整備	(次世代育成支援対策施設整備費交付金) 対象：市町村が施設を整備する保護施設、児童福祉		1/3	1/3	1/3	1/3
	上記の改修工事を実施した、上部構造評点が0.7以上1.0未満の建築物を1.0以上にする耐震改修工事について、その費用の一部を補助します。 (上限額300,000円 別途要件あり)		1/3	1/3	1/3	1/3
保育所等整備	(保育所等整備交付金) ・対象：保育所、幼保連携型認定こども園の保育分、保育所分園、幼稚園型認定こども園の保育機能部分 ・概要：保育所等及び保育所機能部分の整備に要す費用の一部を補助		3/4	1/2 (2/3)	-	1/4 (1/12)
認定こども園施設整備	(認定こども園施設整備交付金) ・対象：幼保連携型認定こども園の教育部分、保育型認定こども園の幼稚園機能部分、幼稚園 ・概要：幼保連携型認定こども園、又は幼保連携要件を満たす保育所型認定こども園の幼稚園機能部分の整備に要する費用の一部を補助		3/4	1/2	-	1/4
幼稚園耐震化整備	(認定こども園施設整備交付金) ・対象：幼保連携型認定こども園の教育部分、幼稚園型認定こども園の幼稚園、幼保連携型認定こども園への移行を予定する幼稚園、幼稚園型認定こども園への移行を予定する幼稚園 ・概要：同上		3/4	1/2	-	1/4

※8 上部構造評点：住宅の耐震性能を表す指標で、大規模地震発生時に必要とされる体力に対する建物が持つ耐力の割合。

1.0を下回ると大規模地震発生時に倒壊する可能性があります。

上部構造評点 = (建物が持つ耐力) / (大規模地震発生時に必要とされる耐力)

16 国等の支援制度

① 耐震改修税制等の概要（平成29年10月末現在）

区分	【耐震改修税制名】概要	
住宅の耐震改修促進税制	所得税	平成33年12月31日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円）を所得税から控除。
	固定資産税	平成30年12月31日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産税（120㎡相当部分まで）を1年間1/2に減額（ただし、通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は2年間1/2に減額）。
建築物の耐震改修促進税制	法人税 ・ 所得税	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が、平成26年4月1日からその報告を行った日以降5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分についてその取得価格の25%の特別償却。
	固定資産税	耐震改修促進法により、耐震診断が義務付けられている建築物で耐震診断結果が報告されるものについて、平成26年4月1日から平成32年3月31日までの間に政府の補助を受けて改修工事を行った場合、固定資産税を2年間1/2に減額（改修工事費の2.5%が限度）。
住宅ローン減税	所得税	耐震改修工事を行い、平成33年12月31日までに自己居住の用に供した場合、10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象）

※国土交通省ホームページより抜粋

② 耐震改修融資制度等の概要（平成29年10月末現在）

対象	【融資制度名】概要
個人向け	<p>【住宅金融支援機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額：1,000万円（住宅部分の工事費の80%が上限） ・金利：償還期間10年以内 0.59% 償還期間11年以上20年以内 0.90%（平成29年4月3日現在） ・保証人：不要 <p>【死亡時一括償還型融資の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額：1,000万円（住宅部分の工事費が上限） ・金利：0.82% ・保証人：（一財）高齢者住宅財団による保証
マンション管理組合向け	<p>【住宅金融支援機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額：500万円/戸（共用部分の工事費の80%が上限） ・金利：償還期間10年以内 0.30%（平成29年4月3日現在） ・保証人：必要 <p>※上記は、（公財）マンション管理センターの保証を利用する場合。</p>

※国土交通省ホームページより抜粋